

中小企業強靱化研究会（第7回）の開催趣旨について

令和2年7月2日
中 小 企 業 庁

1. 開催の趣旨

自然災害に対する中小企業の備えを強化するため、昨年、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）」を施行した。災害に対する事業者の関心の高まりもあり、強靱化法施行後8,000件を超える事業継続力強化計画の認定を行ったところ。

こうした中、本年1月、新型コロナウイルス感染症が発生し、インバウンドの激減、海外生産拠点の操業停止、緊急事態宣言の発令に伴う事業活動の制限等により、国内経済はかつてない大きな影響を受けることとなった。

中小企業にとって感染症リスクへの対応は、自然災害対応と同等程度に重要であることから、中小企業等経営強化法の「基本方針」を改正し、感染症リスクに備えるための事業継続力強化計画を中小企業等経営強化法の支援対象に追加することとしたい。併せて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う指導助言等を基本方針に規定するステークホルダーによる協力事項として追加することとしたい。

また、事業者が感染症に関連した計画を作る際に参考となるよう、感染症に対する有効な取組をまとめた「感染症ハンドブック（冊子）」を策定するとともに、「事業継続力強化計画作成指針」等に感染症に関する必要な記述を追加することとしたい。